

# 埼玉県ヘリコプター行政利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が使用する埼玉県防災ヘリコプター及び埼玉県警察本部ヘリコプター（以下「ヘリコプター」という。）を利用して実施する事業を効果的に執行するために必要な事項を定める。

(利用対象)

第2条 ヘリコプターの利用は、関係課所室の県事業の実施に当たり必要となるものを対象とする。

(ヘリコプターの確保)

第3条 交通政策課長は、ヘリコプターの使用について、ヘリコプター管理者と別途必要な事項を定めてその確保に当たる。

(運航計画及び利用承認)

第4条 交通政策課長は、半期ごとに関係課所室の利用希望を取りまとめ、運航計画を定める。

2 交通政策課長は、前項の運航計画が策定されたときは、ヘリコプターを利用することとなる課所室長に対し、利用する月及び利用ヘリコプターを通知する。

3 ヘリコプターを利用する課所室長は、交通政策課長から利用承認を受けなければ、ヘリコプターを利用することができない。

(利用手続き)

第5条 利用承認及びその他ヘリコプターを利用するために必要な手続等については、「埼玉県ヘリコプター利用手続要領」に定める。

(緊急時の利用承認)

第6条 交通政策課長は、特に緊急を要する場合には、前2条の規定に関わらずヘリコプターの利用を承認することができる。

(搭乗者の遵守事項)

第7条 ヘリコプターに搭乗する者は、機長及び乗務員の指示に従うとともに、利用承認を受けた飛行計画及び搭乗するに当たって指示された条件を遵守しなければならない。

(事故等の報告)

第8条 利用に際して事故等が発生した場合、当該利用に係る課所室長は、速やかにその内容を交通政策課長に報告しなければならない。

(安全対策)

第9条 交通政策課長は、飛行方法、離着陸の場所、その他ヘリコプターの利用が安全に行えるよう努める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

2 埼玉県ヘリコプター等行政利用要綱（昭和60年11月12日）は、廃止する。